

業務指示書

ラオス国ルアンパバーン地域開発情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年3月14日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査;その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外観光都市における地域開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地域開発政策・行政機能）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域開発政策および行政機能
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 観光セクター開発】

- 1) 類似業務の経験：観光セクター開発
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6. プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価については、2016年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LAK1 = 0.014 円, US\$1 = 118.74 円, EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域開発政策・行政機能
観光セクター開発

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.54 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年4月5日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ラオス国ルアンパバーン地域開発情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地域開発政策・行政機能	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 観光セクター開発	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

ルアンパバーン地域開発情報収集・確認調査
業務指示書別紙

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 事業の背景

ラオスは近年の経済成長を持続させ、2020年までに後発開発途上国（LDC）から脱却することを目標とし、経済成長の牽引役の一つとして観光業を重視している。同国における観光業収入は、2000年の113百万米ドルから2014年には641百万米ドルに増加しており、主要産業の輸出額では鉱物に次ぐ貴重な収入源となっている。また、同国の第8次国家社会経済開発計画（The 8th National Socio-Economic Development Plan: NSEDP、2016～2020年）及び国家観光開発戦略（2006～2020年）では、ラオス特有の文化・自然資源を活用した観光商品の多様化、ガイド等観光関連人材の育成、観光を通じた雇用創出、コミュニティへの裨益促進等を通じて、2020年までに年間の観光収入を760百万米ドル以上とし、国家の主要産業としていくことを目標としている。

世界遺産等の観光資源を有するラオスへの観光客は年々増加しており、2000年の73万人から、2009年の東南アジア競技大会（SEA Games）開催、2012年のアジア欧州会合（ASEM）開催や同年の“Visit Laos Year 2012”キャンペーン等を受け、2014年には400万人に到達した。国別訪問者数内訳は、タイ、ベトナム、中国等の周辺国が85%以上を占める。訪問者の増加率では、中国が2005年から2013年に6倍以上と飛躍的に増加し、過去1年間で見れば、直行便が就航した韓国は52%の増加率を記録している。日本からの訪問者は2013年で約4.9万人と、訪問者数は第7位であるが、2015年3月のトンシン首相来日の際、観光交流促進の一環として、日本とラオスを結ぶ直行便を開設することで一致し、日・ラオス航空協定も署名されており、今後直行便が就航することになれば、ラオスへの本邦観光客も増加していくことが見込まれる。

特に、ラオス随一の観光都市であり、伝統的な建築様式とヨーロッパ調のコロニアル風の建築様式が融合したルアンパバーンは、ランサン王国（1353-1975）の古都として、1995年よりUNESCOにより世界遺産に登録された。以降、各種メディアに取り上げられ、世界観光ランキングで首位を獲得した他、2014年に「ASEAN 環境的に持続可能な都市（ASEAN ESC Awards）」として表彰される等、環境に配慮しながら開発を推進してきたラオス最大の観光地であり、今後もラオスの観光業の牽引役としての役割が期待される。

同時に、都心部と地方都市の経済格差が大きい同国において、北部の中核都市であるルアンパバーンは、観光産業の振興を通じた地域の開発を実践していくことで、北部の周辺地域にその経済効果を波及させることが期待されており、第8次国NSEDPにおいても、ルアンパバーンを中心とした観光開発に注力していくことや、周辺国との交通網の拡大が謳われており、JICAにおいても、バランスのとれた国土開発として、周辺の農業人口の吸収を念頭に、ルアンパバーンをはじめとする地方中核都市を対象とした、都市交通、上下水道、廃棄物処理等生活環境改善に係る協力を行っていることとしている。

その一方で、ルアンパバーンでは、廃棄物処理、上下水道の未整備等、住民の生活改善及び観光客の利便性向上に資する基幹インフラや、観光資源へのアクセス等、観

光需要に対応する観光インフラの整備が不十分であり、地域住民及び観光客の利便性や快適性において改善の余地が大きい。また、世界遺産地区内においては、適切な建築物の保全にかかる十分な費用補助がないため、世界遺産としての価値を失うような建物の増改築が行われる等、世界遺産の価値が失われつつある。

このような状況を踏まえ JICA は、「ルアンパバーン観光開発情報収集・確認調査」を行い、観光産業を中核とした持続可能な地域振興を進めるうえで、優先的に実施されるべきインフラ開発、人材育成に関する情報の収集、及び地域振興に係るコンセプト・ビジョンについて調査を行った。その結果、先の課題に加え、各政府関係機関には必ずしも観光産業を中心とした共通の地域開発のビジョン、それに伴う計画が理解・実施されているわけではなく、さらにはそれらビジョン・計画が住民、現地民間企業にも周知されていない等、新たな課題が確認された。今後の支援を検討するにあたっては、同県の地域開発について、関係機関共通のビジョン・計画を追加的に調査し、実施する支援を検討する必要性が確認されたため、本調査では、今後の都市環境整備に必要なソフト・ハード面での追加情報の収集を行うと共に、ルアンパバーン県政府、地元民間事業者、地域住民及び中央政府の間で地域開発のビジョンに係る基本的合意を深めるために必要となる関連情報の整理・分析を実施し、対ラオス国別援助方針の重点分野「経済・インフラ整備」の方針に基づき、同県における観光振興を軸とした持続的な地域開発の検討を行う。

2. 調査対象地域及び相手国関係機関

(1) 調査対象地域

ルアンパバーン県における UNESCO 世界遺産地区を含む観光地、及び地域開発上重要な周辺地区

(2) 相手国関係機関

ラオス情報文化観光省、ルアンパバーン県公共事業運輸局、情報文化観光局、遺跡局、都市開発・管理局、旅行業協会ほか

3. 調査の目的

本調査は、以下を目的として実施する。

- (ア) ルアンパバーン県において観光産業を中核とした地域振興を進めるうえで、優先的に実施されるべきインフラ開発、人材育成に関する情報の収集。
- (イ) 地域振興に係るコンセプト・ビジョンについて、ルアンパバーン県政府、地元民間事業者、地域住民及び中央政府の間で基本的合意を深めるために必要となる関連情報の整理・分析。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査内容」に示す事項の業務を行い、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、相手国関係機関へ説明・協議の上、JICA に提出する。

具体的には、ルアンパバーン県及び中央政府において、観光振興を核としたルアンパバーンの持続可能な地域開発を実現するための方向性について検討し、優先案件及び想定される実施体制を提案すると共に、各事業に係る計画案(協力期間、活動項目、

成果、指標、投入内容)にかかると提言を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本調査では、ルアンパバーン県政府、地元民間事業者、地域住民及び中央政府の間で、同県の地域開発にかかるコンセプト案・ビジョンについて確認するため、コミュニケーションを円滑に行い、ラオス側関係者の意向を確認し同意を引き出しながら調査を行うことが求められる。

(2) 官民関係機関の参画機会の確保、実施体制の確認

地域開発実施にあたっては、多くの政府及び民間の機関が関わるため、調査の段階から実施機関の連携体制の構築、意識の醸造を促すよう、ワークショップ等関係者が一堂に会する意見交換の場を設ける必要がある。ワークショップの開催においては民間側の代表者(旅行業協会、ホテルレストラン業協会等)も参加できるように調整する。また、ワークショップの運営にあたっては、英語に不自由する参加者の意見や考えも適切に把握し、参加者間でのディスカッションが活性化するように工夫をすること。

(3) 世界遺産に配慮した調査

本調査は、世界遺産地区においてインフラ整備の実施を想定するため、遺産の価値を損なわないよう、重要な文化的構造物に直接影響がないことを優先案件のクライテリアに設定する必要がある。また、ルアンパバーンは、世界遺産への登録に伴い、UNESCOの協力により「ルアンパバーンにおける遺産固有の価値や遺産保護のガイドライン(Le plan de sauvegarde et de mise en valeur : PSMV)」が設定されている。対象地区での開発にあたっては、PSMVを順守し、景観を含めた世界遺産の価値を保護することに配慮することに留意すること。

なお、UNESCOのバンコク地域事務所及びラオス中央政府(情報文化観光省、教育スポーツ省)には適宜情報共有を行いながら調査を進めること。

(4) 世界遺産地区以外の地域における開発

本調査では、ルアンパバーン世界遺産地区以外の県内の地域にも裨益する案件も提案されるよう留意する必要がある。特に、世界遺産地区以外の地域における開発は、世界遺産を訪れる観光客のみならず、主に世界遺産地区外に住む住民への裨益を考慮すると共に、世界遺産地域を持続的に保全していくためには、周辺地域の開発を通じた観光客の分散化も重要となる点を理解し、検討を行う。

また、世界遺産地区以外の地域における短期的に実施すべきハード・ソフトに関する事業調査を行う際は、具体的な開発効果を分析し、真に緊急性が高いものや、必要なもののみ提案する。

(5) 基幹インフラと観光インフラの定義

インフラ整備に係る協力を行うにあたって、本調査では、基幹インフラと観光インフラを以下のとおり定義する。

- 1) 基幹インフラ：地域需要だけでなく、観光需要も十分に考慮して設計する必要のあるインフラ

- (例) 道路、上水関連施設、下水処理施設、廃棄物関連施設
- 2) 観光インフラ：地域需要を考慮せず、観光需要のみから計画することが妥当なインフラ
- (例) 観光案内所、遊歩道、トイレ、電線（地中化）等

(6) 有識者委員会の設置

本件については、ルアンパバーンの持続的な開発シナリオを検討する有識者委員会の設置を想定しており、調査の計画及び調査を通じて作成された各報告書は、各委員の意見を踏まえて最終化することとする。

6. 調査内容

本調査において、コンサルタントが実施する内容は、以下のとおりである。

(1) 調査計画の策定・協議

- 1) 関連の調査報告書及び資料のレビュー（報告書は JICA 東南アジア・大洋州部より共有する）
- 2) 調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。同計画に基づき、インセプション・レポートをまとめ、ヒアリングを予定している関係機関に対する質問票を準備する。
- 3) 現地調査前に、JICA 東南アジア・大洋州部及び関係部署に対し、調査計画を説明し、内容を協議・確認する。
- 4) 現地調査開始時には、インセプション・レポートについてルアンパバーン県及び首都ビエンチャンにおいてセミナーを行い、相手国関係機関及び他ドナーに説明し、内容を協議・確認し、結果をその後の調査に反映する。

(2) 現状の確認と課題の予備的整理

以下の諸点に関して、今後の協力案件の形成に向けて必要な情報を、先行調査で収集した情報を踏まえて追加的に収集し、ルアンパバーン県の持続的な地域開発における主要な課題、同県の観光セクター開発に係る課題を整理する。

- 1) ラオス国家社会経済開発計画（NSEDP）におけるルアンパバーン県開発の計画・政策・方針
- 2) ルアンパバーン県の開発コンセプト・ビジョン
- 3) ルアンパバーン県の地域・都市開発にかかる既存計画
- 4) ルアンパバーン県の基幹インフラ整備に係る既存計画
- 5) ラオス及びルアンパバーン県におけるインフラ整備・公共事業に係る法律制度や規制、法令等
- 6) 地域開発、観光戦略、遺産保全、観光産業人材育成等各種計画策定における中央政府及び県政府各機関の役割と責任の現状・計画策定プロセス
- 7) ステークホルダー間の調整メカニズムの有無、状況、調整メカニズムをモニタリング・評価する指標の有無、
- 8) 上記6)、7)における官民連携の状況（政府、民間、双方からの意見聴取が必須）
- 9) 計画策定後の予算配分フロー、中央政府・県政府の予算配分における役

割分担

- 10) 観光サービス人材の現状（分野、学歴、経験年数、知識、技術、収入）
 - 11) 観光サービス人材育成ニーズ（ホテル、レストラン、旅行会社、ガイド、観光客）
 - 12) ASEANスタンダード
- (3) 他ドナーの動向、連携可能性に係る調査
- 調査対象地域では、ADB や AFD 等他のドナーも支援実績があるため、他ドナーの支援計画が本調査の実施と同時並行で作成または実施される予定がないか、各ドナーへの聞き取りを行う。また、その際は、事業実施時における協力の可能性について検討し、協力の可能性がある場合は、詳細情報を収集の上、連携・協調の方法論について検討し、関連資料と共に JICA に報告する。
- 人材育成については、ルクセンブルグ等も対象地域において協力を行っているため、(4) の調査の結果、関連する課題が優先される場合には、効果的な連携または棲み分けの在り方について検討を行う。
- なお、他ドナーとの協議に当たっては、必要に応じて、首都ビエンチャンを訪問することとし、見積りにおいては、調査期間中 1 回訪問する想定で積算する。
- (4) 地域住民や民間企業等からの意見聴取
- 以下の項目に関する現在の動向、関係住民・企業の意向について情報収集・分析し、望ましい方向性について検討、提案する。
- 1) 世界遺産地区内に住む住民の、建築物保全にかかる資金調達システムの構築
 - 2) 地域住民の文化の保全
 - 3) 地域住民に直接的に裨益する観光商品の開発
- (5) 地域開発に係る人材、組織、制度に係る課題の調査
- JICA による技術協力の検討に資するために、ルアンパバーン県において観光振興を軸として、包摂的かつ持続的に地域開発を進めていく上で解決すべき、人材、組織、制度に関する課題を、以下の諸点に留意して明らかにする。
- 1) 課題の範囲は、概ね以下のとおりとする。
 - ア) 政策・施策の立案や事業の実施等に関する行政の能力（組織面及び人材面）
 - イ) ルアンパバーン県政府の財政構造
 - ウ) 県政府公共事業運輸局の開発計画立案能力、事業管理能力、維持管理体制の現状
 - エ) 観光人材育成体制（ホテル学校等研修機関、観光関連大学等教育機関、行政による既存カリキュラム・教材等）
 - オ) 観光業に携わる民間業者・地域住民の能力（組織面及び人材面）
 - カ) 前項に関する行政とステークホルダー（民間事業者、地域住民等）の協働の枠組み
 - キ) 文化財保全と住民生活の料率や受益者の裾野拡大など、観光振興の持続性と包摂性を高める制度

- 2) 人材と組織に関する課題を明らかにする過程において、当事者であるルアンパバーン県政府関係者、民間事業者、地域住民代表者等が、互いの考えを共有する場(ワークショップ等)を設ける。ワークショップの開催については、ルアンパバーンでの開催を念頭に、会場の賃料(半日、コーヒーブレイク1回、マイク等機材費含む、参加者30名)を見積もること。また、英語に不自由する参加者の意見や考えも適切に把握し、ディスカッションを活性化させるために必要な費用についても計上すること。
- 3) 予算の不足やガイドの質など、表面に現れている問題だけではなく、その背後にある真因が課題として認識されるよう、促進する。

(6) 対象地域におけるインフラ整備に係る調査

- 1) 基幹インフラ及び観光インフラ整備の現状とニーズについて関係機関へのヒアリング、現地語資料の収集・分析等を通じた調査を行い、将来の観光客の増加を念頭に置いた整備の必要性の確認及びそれに基づいた定量的・定性的な分析を行い、対象地域において優先的に整備すべきインフラの事業計画内容を明らかにすると共に、その実施すべきタイミングについて提案する。
- 2) 上記1)で明らかになった基幹インフラ及び観光インフラについて、ICOMOSの遺産への影響評価(Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties)と、JICAの「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上で、遺産の価値に影響がないことを確認する。
- 3) 調査結果を地域住民及び民間企業等に説明し、意見聴取を行う。
- 4) 上記2)、3)で遺産への影響について問題がないことが確認され、相手国関係機関から同意を得た基幹インフラ及び観光インフラ整備事業について、計画策定のための必要な事項(施設仕様、実施手法、所要期間、金額規模、現地工事業者)に関する情報を収集し、不足事項については検討する。
- 5) ルアンパバーン県でのインフラ整備における環境社会配慮(環境影響評価、住民移転・用地取得)に係る法制度概要、環境分野現地コンサルタントについて情報・資料を収集し、現状を分析する。
- 6) 世界遺産にかかる各種ガイドライン(特に、PSMV、Outstanding Universal Value(OUV))、国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites: ICOMOS)が公表する遺産への影響評価(Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties)、IMPACT publication: Luang Prabangと、JICAの「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)を比較し、整合性を確認する。
- 7) 各インフラにおける維持管理体制の現状を確認し、維持管理体制構築に係る能力強化について検討する。

(7) 業務進捗報告書の作成

上記(2)～(6)調査の結果については、下記7.(1)の表に記す「業務進捗報告書」として取りまとめる。

(8) ワークショップの開催

主要カウンターパートとなることが想定されるルアンパバーン県知事及び関係機関を集めたワークショップを、ルアンパバーン県及び首都ビエンチャンに於いて開催し、(7) 業務進捗報告書にまとめた調査の結果を関係機関に説明し、先方協力ニーズの聴取、意見交換を行う。なお、各ワークショップの開催については、会場の賃料(半日、コーヒーブレイク1回、マイク等機材費含む、参加者30名)を計上すること。また、首都ビエンチャンでのセミナーにはルアンパバーンより関係者10名を招待することとし、それに係る経費(交通費、宿泊費、日当)も見積りに含めると共に、前述のとおり英語に不自由する参加者の意見や考えも適切に把握し、ディスカッションを活性化させるために必要な費用についても見積りに計上すること。

(9) 観光開発を中心とする地域振興ビジョンに関する調査

- 1) 地域振興ビジョンに関するルアンパバーン県政府ハイレベル(知事、副知事、関係局長)へのヒアリング、現地語で、英訳されていない文書や資料の収集・翻訳及び確認。
- 2) ルアンパバーン地域の既往の開発ビジョン、開発コンセプトの分析(※開発コンセプト・開発シナリオが判然としない場合は、現在までの開発の趨勢を基に分析)
- 3) 既往の開発コンセプトがもたらす中長期的な経済的インパクトに関するシナリオ分析
- 4) 持続性と包摂性の点でより望ましい代替コンセプトの提示、その中長期的な経済的インパクトに関するシナリオ分析
- 5) 上記の代替コンセプトに対するルアンパバーン県政府ハイレベル、ラオス政府関係者に対するヒアリング
- 6) ヒアリング結果も踏まえつつ、定量的なデータやベンチマークを提示しつつ、代替コンセプト、開発シナリオ案の具体化を深める。
- 7) ルアンパバーン県政府ハイレベルに対するワークショップを行い、観光開発を中心とする地域振興に関する政府内のディスカッションや認識の共有化を促進する。

(10) セミナーの開催

本調査の結果及びそれに基づく最終的な提案内容を、セミナーを開催し、相手国関係機関、他ドナーに説明し、意見を聴取する。なお、セミナーは首都ビエンチャン、ルアンパバーンの2か所において開催し、会場の賃料(半日、コーヒーブレイク1回、マイク等機材費含む、参加者50名)を計上すること。また、首都ビエンチャンでのセミナーにはルアンパバーンより関係者10名を招待することとし、それに係る経費(交通費、宿泊費、日当)も見積りに含めると共に、前述のとおり英語に不自由する参加者の意見や考えも適切に把握し、ディスカッションを活性化させるために必要な費用についても計上すること。

また、調査の際に聞き取りを行った住民に対しては、調査結果を適宜の方法で共有し、今後の地域開発のビジョンの共有に寄与する。

(11) 最終報告書の作成

上記（１）～（９）の内容を含む最終報告書を作成する。特に、協力案については、今後活用が可能となるよう体裁も整えた形とする点、留意すること。

7. 成果品等

（１）報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。本調査の最終成果品は、表４．最終報告書とする。

なお、各報告書のラオス側への説明、協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

No.	報告書名	提出時期	部数など
1	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
2	インセプションレポート	2016 年 4 月下旬	和文 5 部 英文 10 部（ラオス政府関係者）
3	業務進捗報告書	2016 年 6 月下旬	和文 5 部 英文 10 部（ラオス政府関係者）
4	最終報告書	2016 年 9 月上旬	和文（製本版）5 部 英文（製本版）5 部 英文（簡易製本）10 部（ラオス政府関係者） CD-R 2 枚

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同上に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 3) 特に記載のないものは全て簡易製本（ホチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 4) カッコ内は提出先を示す。標記のないものは全て JICA を提出先とする。

（２）その他提出物

1) 面談記録（ヒアリング記録）

- ・ 調査団とラオス側の各種面談（ヒアリング）内容のまとめ
- ・ 提出時期：その都度
- ・ 部数：電子データ 1 部

2) 収集資料

- ・ 現地語の資料を含め、調査時に収集した資料及び一覧リスト
- ・ 提出時期：最終報告書と同時期
- ・ 部数：電子データ 1 部

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務の工程

本調査は2016年4月に開始し、2016年10月完了を目途とする。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

業務量の目処と業務従事者の構成（案）は、以下の通り。なお、本調査は上述に記載の通り、課題を抽出した後に協力案件の検討を行うことになっているため、特に下記に示す団員については、現地にて必要な情報を収集した後日本国内での業務遂行が可能と考えられる。従って、現地での作業日数については必要最低限の日数を想定している。

（1）業務量の目処

6.28 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

- 1) 総括／地域開発政策・行政機能（2号）
- 2) 観光セクター開発（3号）
- 3) インフラ①（社会基盤整備）
- 4) インフラ②（都市環境整備）

注）調査人月及び業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、理由を付してプロポーザルに含めて提案すること。なお、上記に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

参考資料については以下の通り。JICA 図書館ホームページにて閲覧・ダウンロードが可能（<http://libopac.jica.go.jp/>）。

- （1）ラオス人民民主共和国東西回廊における実践的な観光開発プロジェクト事前評価調査報告書（2007年）
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000174097>
- （2）ラオス人民民主共和国 ASEAN 統合に向けた開発格差是正を目指したラオス・パイロット・プログラムのための情報収集確認調査ファイナル・レポート及びその別冊（2010年）
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000252097>
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000252847>
- （3）ラオス人民民主共和国 JICA-ASEAN 連携ラオス・パイロット・プロジェクト詳細計画策定調査及び実施協議報告書（2010年）
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000002373>

以下の資料については、契約締結後に JICA より提供する。

- (4) PILOT STUDY FOR PROJECT FORMATION FOR LUANG PRABANG TOURISM SECTOR DEVELOPMENT PROJECT IN LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC FINAL REPORT (2007)
- (5) ルアンプラバン観光開発情報収集・確認調査最終報告書(2016年)及び調査で収集された関連資料

4. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は、安全管理に十分注意する。当地の治安状況については、在ラオス日本国大使館及び JICA ラオス事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在ラオス日本国大使館及び JICA ラオス事務所と常時連絡が取れる体制とし、同大使館及び同事務所の立地するビエンチャンを離れて業務を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

(2) 有識者委員会

本件については、ルアンパバーンの持続的な開発シナリオを検討する有識者委員会の設置を想定しており、調査を通じて作成された各報告書は、各委員の意見を踏まえて最終化することとする。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上